

生成 AI ツールの使い方ガイドライン

九州大学法学部・法学府・法務学府

1 このガイドラインの目的

- ① このガイドラインは、九州大学法学部、法学府および法務学府の学生が試験・レポート・論文・授業の課題に取り組むときに、生成 AI ツール（例えば、Chat GPT, Gemini, Claude など）をどこまで使ってよいかを示すものです。
- ② ねらいは、生成 AI ツールの利用を一律に禁じることではありません。みなさん自身の「調べる力」「考える力」「書く力」を守りながら、道具として上手に使えるようにすることです。
- ③ 提出するものは、自分の理解に基づき、自分の言葉で書く。この原則に反する使い方は、このガイドラインに個別に書かれていなくても認められません。
- ④ 言うまでもないことですが、生成 AI ツールを使う際には、他人の著作権やプライバシーを侵害するなど、権利侵害や法令違反をしないように注意してください。
- ⑤ 判断に迷う場合は担当教員・指導教員に確認してください。

2 試験(定期試験・中間試験・小テスト・確認テストなど)

(1) 禁止事項

- ① 答案の全部または一部を生成 AI ツールに書かせること。
- ② 下記(2)により認められた場合においても、生成 AI ツールが作った文章を自分で確かめな
いまま提出すること。

(2) 認められる事項

- ① 担当教員があらかじめ許可した場合は、その許可された範囲で生成 AI ツールを使うことができます。何がどこまで許されるかはシラバスや担当教員の指示で示されます。
- ② 試験の準備(理解の確認、練習問題づくり、用語の意味調べなど)に使うことは妨げられません。

3 論文(修士論文・博士論文、公表論文など)

大前提として、論文は、あなた自身の理解・判断・言葉で書くものです。研究テーマの決定、先行研究の調査・分析、論文や要旨の執筆、参考文献リストの作成は、指導教員の指導のもとで、あなた自身が行ってください。常に、自分の論文について自分で説明でき、質問に答えられる状態を保つ必要があります。考え方の目安は、「作業を補助してもらう」「あなたが作ったものを点検してもらう」使い方は認められ、「中身を作ってもらう」使い方は認められない、ということです。なお、使用した生成 AI ツールの名称・使った目的・使った範囲を説明できるよう

にしてください。

(1) 禁止事項

- ① 生成 AI ツールに出させた研究テーマや問いを自分で検討しないまま論文に用いること。
- ② 原典を読む代わりに、生成 AI ツールの要約に頼ること。
- ③ 章立てをつくらせたり、本文・要旨を生成 AI ツールに書かせること。
- ④ 生成 AI ツールが示した文献・出典を、その原典にあらず引用すること。
- ⑤ 指導教員等のコメントへの実質的な返答を考えさせること。口頭試問の答えを生成 AI ツールの回答のまま述べること。

(2) 認められる事項

① 研究計画の段階

検討の材料になりそうな分野や問いを挙げさせる、関連する視点や用語を並べさせる、指導教員と相談すべき論点を整理させる、自分が立てた問いが明確かどうか診断させること。

② 先行研究調査の段階

先行研究の調査の補助、外国語文献の下読みをさせること。

③ 構成の段階

自分が作った構成案について、抜け落ち・重複・論理の飛躍がないかの確認、章タイトルや章のつながりが分かりにくい箇所を指摘させること。

④ 執筆の段階

自分が作成した草稿の中の矛盾・抜け落ちの指摘をさせること。

⑤ 推敲の段階

誤字脱字、表記の不統一、句読点・文法の誤りの指摘、引用や文献目録の不備の指摘、脚注・文末注・文献目録の書式の整備、分かりにくい文や重複表現の指摘、見出し・番号・表示・字数・書式を確認させること。

4 レポート

- ① 授業で課されるレポートにも、3 の(1)および(2)を準用します。
- ② ただし、授業の性質に応じて、担当教員が生成 AI ツールの使用範囲を別に定めることができます。その場合は、このガイドラインよりも担当教員の指示が優先します。

5 講義・演習

ゼミのレジュメ、コメントシート、外書講読の訳、授業中の質疑応答などについても、次の考え方があてはまります。なお、担当教員が別の取扱いを示した場合は、その指示に従ってください。

(1) 禁止事項

- ① ゼミのレジュメや報告原稿を作らせること。
- ② 外書講読の課題文を訳させて、そのまま自分の訳として示すこと。
- ③ 授業中の質問への答えや討論での発言を作らせること。
- ④ コメントシートや振り返りシートなど、自分の考えを述べる課題を書かせること。

(2) 認められる事項

- ① 学習の補助として使うこと。ただし、内容は必ず教科書・条文などで確かめてください。
- ② 外書講読で、自分で訳した後に訳の誤りや不自然な箇所を点検させること。大意をつかむために下読みとして使うこと。
- ③ 自分が作ったレジュメについて、誤字脱字・表記の不統一・構成の分かりにくさを点検させること。
- ④ 討論の準備として、想定される反対意見を挙げさせること。ただし、そのまま発言するのではなく、自分で検討してから用いてください。

6 このガイドラインの運用

(1) 違反した場合の取扱い

- ① 試験について、2の(1)に反したことが認められたときや、レポートについて、4の①で準用される3の(1)に反したことが認められるときは、学部等が定める規程などに従い、所定の手続によって、成績評価上の措置や懲戒などの措置がとられることがあります。
- ② 論文について、3の(1)に反したことが認められたときは、研究上の不正行為として取り扱われることがあります。
- ③ 講義・演習について、5の(1)に反したときは、担当教員が必要な指導・措置を行うことがあります。

(2) 相談先とガイドラインの見直し

- ① 生成 AI ツールを使ってよいかどうか迷ったときは、指導教員または当該授業科目の担当教員に相談し、その指示に従ってください。
- ② このガイドラインは、必要に応じて内容を見直します。